

総務委員会記録

日 時	令和3年6月21日(月) 午後 1時01分～午後 1時31分 午後 1時36分～午後 2時15分 午後 2時20分～午後 2時42分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎林 伸司 ○岡田 智佳 桜田慎太郎 佐藤 浩 助川 忠弘 塚本竜太郎 古川 隆史 松本 寛道 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(鬼沢徹雄) 総務部長(高橋直資) 行政課長(橋本賢一郎) 企画部長(飯田晃一) 財政部長(高橋秀明) 次長兼市民税課長(小宮山 勉) 財政課長(岡村秀明) 債権管理課長(田崎喜一) 収納課長(齋藤敬一郎) 資産税課長(虻川知也) 消防局長(椎名正浩) 企画総務課長(清水 徹) 住宅政策課長(藤田 真) その他関係職員

午後 1時 1分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付いたしました審査区分表に従い、審査を進めてまいりますと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明なる答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用する際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から第2・第3委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても、新型コロナウイルスの対応に御尽力いただいているところでございます。この点を考慮し、質問につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきたいをお願い申し上げます。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにしていますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第1号、専決処分について、議案第3号、柏市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○松本 まず、4号なんですけれども、どのような議論でこの条例の制定について出されたのでしょうか。

○収納課長 今回の固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の改正につきましては、経緯としましては新型コロナウイルス感染症等の対応が求められます中、規制改革推進会議のほうにおきましては原則書面ですとか、押印の廃止が検討

されておりました。この令和3年3月、総務省から地方税法の改正と併せまして、固定資産評価審査委員会条例も押印の廃止の条例例が示されまして、今回この条例例を示されたことによりまして、背景としましては6月の議会で押印廃止に係る条文の削除等を行うものでございます。以上でございます。

○松本 この押印については、様々な部署でそれぞれあるわけなんですけど、押印自体をどのようにしていくお考えなんですか。

○行政課長 今、今回の議案のほうは固定資産評価審査委員会条例に基づく押印というところなんですけれども、役所全体について申し上げますと、やはり申請書等への押印につきましては行政手続の簡素化、あと市民負担の軽減という観点から、昨年度も見直しを進めているところでございます。昨年度調査を行いまして、申請等に押印を求めています約2,500件の手続書類のうち、1,785件について押印省略できるということで確認取れまして、現に昨年度のうち、令和2年度中に1,701件につきまして押印廃止の手続が実現できたところでございます。以上です。

○松本 今回いろいろと見直しをしているということなんですけれども、やはり不要な押印というのはできるだけ減らしていくことが望ましいかと思えます。そして、今後どのように進めていくのかお示してください。

○行政課長 昨年度実施調査を行いまして、押印の見直しということで押印の省略、廃止、確認できたものがございますが、実際まだこれからも継続する、まだこれからも押印求めていくというふうな書類があったのも事実でございます。今後は、国のほうも3月に国、県につきましては、登記登録印以外は廃止するという方向性出しておりますので、それらを踏まえまして、柏市におきましても押印見直しのほう進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○松本 不要な押印を減らすというよりは、もう押印はどうしても必要なものでないと押印を求めないというような形での見直しを求めたいと思います。今回これは一つよいことだと思っております。

続きまして、3号なんですけれども、納税義務者から38万円以上の送金を受けている者が十分な収入がある場合はどのようにするのでしょうか。

○次長兼市民税課長 そもそもなんですけど、この年齢層、30から69、70手前までは、恐らく何らかの所得があるであろうという考えの下でやっております。ここに定めた3つの例外、障害であるとか、留学をしているとか、仕送りを受けているという者以外は、何らかの所得がある可能性が高いのでというのがそもそものスタートでございます。その確認については、これから具体的なところは決まってくるということでございます。以上です。

○松本 十分な所得があっても、38万円以上の送金を受けている場合はどうするのでしょうか。

○次長兼市民税課長 38万円の仕送りの書類を、証拠をもって扶養というふうになすという規定でございますので、十分な所得があるかどうかは判明しない限りは、扶養に取れるということになります。以上です。

○松本 収入が少ないから仕送りを受けている場合もありますし、または仕送りを送る側の親が高い所得があつて、さらに子供に援助をしているという場合もあります。そのような場合に、十分な所得がある可能性がありますけれども、そういったときにはどのように把握されるのでしょうか。

○次長兼市民税課長 そもそもその所得の把握、海外にお住まいの方は所得の把握がこれまでも困難であつて、そこを正しい形に正すための改正というふうに理解しております。例えば銀行の仕送りの証明とか、それをもって扶養しているというみなし方をする規定でございますので、そもそも海外で相当な所得があるかどうかというのは、調べるのはなかなか難しいというふうに考えております。以上です。

○松本 海外の所得について調べるのは難しいわけなんですけれども、実際どういった状況なのかということをお知らせしてもらって、その中で把握に努めていくことによって、アンバランスなこういったところは是正できるのかと思うんですけれども、どのように是正していくお考えなのでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりで、基本的にはその御本人の申告、海外にいる人を扶養に取っているよという申告を基本的には信じる形ですが、その書類に関して少し要件を厳しくしていくという改正だというふうに理解しております。以上です。

○古川 4号について確認なんですけれども、この頂いている説明資料の中で、結局その申出書に今、印というあれが入っているのを、これをなくすと。要は記述というか印刷をしないという、そういうことですかね。

○収納課長 古川委員のおっしゃるとおり、こちらの押印箇所3か所につきましては、条例の改正と同時に削除いたします。以上です。

○古川 そうすると、ちょっとこれは押印一般の、今度話になるんですけれども、この印というのが書いてあつても、何かいいですと窓口で言われたりとかということがあるんですよ。だから、そこら辺がちょっと基本的な考え、どういうふうになっているのかという。印刷しちゃったものももったいないという話じゃないと思うんですけれど、そこら辺の基本的な考えを教えてくださいませんか。

○行政課長 今押印欄が設けられているものなんですけれども、ちょっと基本的に分類させていただいている中で、その法令であるとか通知等において押印欄を設けなければいけないというふうな、こういったことで要請があつて、それで定めているものがまずございまして、それについては従来どおり押印欄を設けて、それで押印していただくというふうな形にしているんですけれども、あとは申請書とか請求書等の性格が契約書の申込みのようなものに該当するもの、これについても押印していただいているんですけれど、それ以外に申請者等のその申請の真意、本当にこの人が申し込む意思があるのかということを確認するために押印していただいているものがあるんですけれど、こちらのほうが今委員おっしゃったような感じで、実際に必要なか不必要なのかというところがあるかと思えます。こちらのほうなんですけれども、今こちらのほうは基本的には押印見直しという方向で進めておりますので、

こちらについては書類のほうも順次、もし印という欄が残っているものについては削除していくという方向で徹底していきたいというふうには考えているところでございます。以上です。

○古川 そうすると、確認なんですけど、この間ちょっと窓口で幾つかあったときに、要は本人がもうここで署名している場合は、基本的にもうそういう意思があるということの場合は、その押印は要らないんですみたいな説明があったんですね。例えば家で、例えば本当にその人が書いたかどうか分かんないみたいなときは、やっぱり印鑑がないと、その部分が分からないみたいな、そんな説明だったんですけど、基本的にそういう考え方ということですか。

○行政課長 基本的に、その場にいるのが本人かどうかということも大切なんですけど、その書類の性格によるかと思うんですね。その書類のほうを押印を求めているものであれば、やはりたとえ本人が来ても、ちゃんと押印をしてもらわなくちゃいけないというものがございますし、やっぱりその書類が押印を求めているかどうかというところ、その書類の性格によるというふうには考えているところでございます。以上です。

○古川 そうすると、その書類の性格で印と書いてあるのに、これはいいですよということがあるじゃないですか。そこを聞いているんですよ。

○行政課長 印と書いてあるものという話なんですけど、これは先ほど申し上げた書類の性格の中で、法令とか通知等において押印を求められているような書類の性質ではなくて、その申請者の真意を、本当にその人押しますかというような真意を求めている書類、そういった性格の書類だと思うんですね。そういった書類に押印欄が残っていた、印という欄が残っていたものを、そういった性格の書類だったと思います。なので、本人が来ている、来ていないというよりも、本人がどうこうというよりもその書類の性格によるかなというふうには思いまして、書類の性質によってその法令等の要請がないものであって、それはもう押印の必要がないものですよということで、多分そのときはそのような対応したんじゃないかというふうには思われます。以上です。

○古川 よく分かんないから、後で聞きます。

○塚本 議案第4号にちょっと質問させていただきます。固定資産評価審査申出書、過去のその審査の実績件数、教えてください。

○収納課長 過去の審査申出状況についてお答えいたします。令和2年度につきましては、審査申出書の件数はゼロ件でございました。令和元年度につきましては、審査申出書は1件でございますが、平成30年度も1件でございます。直近3か年につきましては、今のところ1、1、ゼロというような形で、令和3年度につきましては固定資産税の納税通知書を4月1日に送付いたしまして、受け取った日からまだ3か月が経過してございませませんが、今のところゼロ件でございます。以上でございます。

○塚本 ありがとうございます。ちょっとこれも押印一般の話になって恐縮なんで

すけれども、先ほど課長の答弁で約2,500件のうち1,705件が対象で、1,701件廃止とおっしゃったんでしたっけ。2年度中ですね。今後それぞれに見直しされていると思うんですけど、この議案第4号みたいに条例改正が必要な、押印廃止に伴って条例改正が必要な案件というのはほかにどのくらいあって、ちょっと今後の見通しとかもあれば教えてください。

○行政課長 今条例改正が必要な件数について、数自体はちょっと把握していないというのが現状でございます。以上です。

○塚本 じゃ、またその都度ちょっと出てくる可能性がまだ残されているということでもよろしいんですかね。

○行政課長 そのとおりでございます。以上です。

○塚本 分かりました。以上です。

○渡部 では、まず1号から伺いたいと思います。この1号に関してなんですけども、減額される対象の方が漏れてしまうということはないでしょうか。要するに減額の対象になる方は、しっかりとこの措置が取られるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○次長兼市民税課長 議案の1号の軽自動車税の延長のほうでしょうか……

○渡部 ああ、ごめんなさい。

○次長兼市民税課長 固定資産のほう。

○渡部 固定資産のほう、ごめんなさい。

○次長兼市民税課長 はい、失礼しました。

○渡部 固定資産税、都市計画税のほうなんですけども。

○資産税課長 こちらの制度につきましては、まず1つ目が、アのほうが負担調整の仕組みを以前と同じものを継続するという事で、イのほうはその負担調整の仕組みは継続するんですけども、今回に限りまして前年度の課税標準額に据え置くものということになっております。こちらの制度につきましては、電算の処理を一部導入してございまして、電算のほうで上がらないということをやっているのと、あと目でも、評価額が上がっている部分について同じ額になっているか、もしくは上がっていないかということを確認しておりますので、漏れはないものだと思っております。以上です。

○渡部 市のほうには、市民から見れば、減税になるのは必要だと思います。市の側から見れば、それだけ市税の収入が減るわけですから、それについてはきちんと何らかの国からの補填がなされてしかるべきだというふう思うんですけども、これについては国からのその補填というのはどんな形でなされるんでしょうか。

○資産税課長 こちらの前年度の課税標準額に据え置くというものに対しまして直接、ダイレクトで補填されるというものは実はございませんが、こちらの部分につきましては、地方交付税の対象になるのではないかとこのふうに見込んでおります。以上です。

○財政課長 今の点、ちょっと補足させていただきます。今話あったように、この

据え置いた部分につきましては、その据え置いた金額で地方交付税の算定、収入の算定をしておりますので、そういった意味で地方交付税の中で財源措置されると、もちろん全額が地方交付税ということではなくて、その75%について地方交付税または臨時財政対策債で措置されるというふうに考えております。以上です。

○渡部 今年も恐らくコロナの影響って非常にあって、経済的には非常に市民の経済状況、大変ではないかなと思います。これは、例えば延長になるという場合は、いつぐらいに決まるもんなんですかね。この間こう延長されてきていますけども、これは（イ）のほうは3年度に限りというふうにこうなっていますけれども、やはり基本的には今の状況を考えたら、延長されるべきではないかと思えますけども、そういうところは今例えば見通しだとか、もし延長されるようになった場合はいつぐらいとか、どうしてもこういうのって専決処分でいつも出てきますけれども、普通にこう、専決ではなくて議論ができるような時期に出てくるというのはなかなか難しいもんなんですかね。

○資産税課長 アのほうにつきましては、3年間もう継続することが決まっております。イの今おっしゃっていただいたほうにつきましては、やはり今回も12月の年末になって話が出てきたものでございまして、結果的に年度末ぎりぎりになって決まったものでございまして、今のところこれが今年度も継続されるかどうかというのは、全くちょっと見通しが立っていない状況でございまして。以上です。

○渡部 分かりました。

3号についてなんですけども、今も議論ありましたけども、今回この改正が出てきた背景、意図というのはどういうところから、この30歳から70歳までのところで見直しがされたんでしょうか。

○次長兼市民税課長 そもそもでいいますと、いわゆる国際化の進展というのも背景にはあったと思われまして。国によってももちろん形態は違うんですが、一般的には30歳から70歳前後であれば、何らかの収入を得ている可能性は高いよねというところで、ところがそれを正しく把握はできていなかったというところから、国がルール改正をして、それを受けて今回私ども市のほうでも条例を直すということでございます。以上です。

○渡部 確認の仕方は、これから検討されるというふうにありましたけども、そうするとこれ自治体によって、その確認をする手法が違ってくるといことなんですかね。国から一律にこういう場合とか、例えばこういう書類を出してもらおうとか、そういうのが明確には決まったものが出てこないということなんですかね。

○次長兼市民税課長 恐らく国のほうからひな形というか、こんなふうにやりなさいよというのは示されるものというふうに考えています。市民税では令和6年度からの改正なんで、所得税ベースでいうと令和5年中の所得ですから、あと2年あるんで、その間にこういうふうにしなさいよというものが示されるのかなというふうには考えています。参考までに、現時点でも親族関係で戸籍がある国は、戸籍の附票をつけてくださいとか、あるいはその送金依頼の控えみたいなものをつけるよう

にという指導はしていたんですが、現行誰に送金しているとかは確認していますが、幾らかとか、そんなものまでは確認していないので、そういう細かい取決めはこれからというふうに考えております。以上です。

○渡部 対象者って恐らくそんなに多くないんじゃないかなと思われそうですけども、市のほうの事務作業が非常に煩雑になってくるんじゃないか、手数がかかるんじゃないかなということをやっと心配したのと、その前に所得税のほうで申告しているだろうと思うので、その所得税とこの連動するという形で、何か独自に柏市がいろいろこう添付書類を求めたりという必要が、これはどうしても出てきてしまうものなんじゃないでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおり、基本的には所得税の申告に従う、またあくまで本人の申告を、疑わしい場合以外は、恐らくはそのまま通すのではないかなというふうには考えております。以上です。

○渡部 分かりました。それで、固定資産税と都市計画税のほうのこの特例のほうなんですけど、今の3号の(2)のほうです。固定資産税のほうです、個人市民税ではなく、固定資産税のほうなんですけども、具体的に今対象になっているのが1件ということでした。この1件が今どのくらい税を払っていて、この改正によってその減額がどういうふうになるのかというのが、数字では示していただけじゃないでしょうか。

○資産税課長 議案説明資料の、ちょっと分かりづらいんですが、裏面のところにお示ししていますが、現在1件、かしわ路地裏市民緑地というところが該当してございまして、固定資産税、都市計画税両方合わせまして、軽減の金額は6,000円になっております。以上です。

○渡部 今のところは、この軽減が今度は少なくなってしまうわけですね。今のその路地裏というところは、この適用にはならないということなんじゃないでしょうか。

○資産税課長 こちらの制度が、最初に認定を受けてから3年間受けられるという期限があるものでございます。こちらの今現在受けているところにつきましては、平成30年に認定を受けまして、31年、2年、3年の3年間にわたりまして減額措置を受けているものでございまして、今年で終わりになります。ですので、今回改正しているこちらの内容につきましては該当しないという形になりますので、こちらの今回の内容につきましては、これから新たにやる事業者のみどり法人の方がいたり、新たにほかの場所で同じような事業をもしやるということであれば、今度は減額の率が変わりますが、また新たに3年間受けられるという形になります。以上です。

○渡部 今回みたいに条例改正が出てきて、細かいその制度のいろいろな基準とかある割には、国土交通省のホームページも見ました。そうすると、柏市のその路地裏の緑地のところが例で載っています。その割には、全国でほんの僅かなんですね。柏市もお話聞いたときに、対象になるのは2団体で、1団体しか手を挙げていない、この路地裏市民緑地ですね。そうすると、せっかくこういう制度があったり、あと

はそのほかにも、その緑地を何とか保全していこうという点では、いろんな税制の優遇の制度そのものがあると思います、固定資産税や都市計画税の減額のが。ただ、それが適用になっているというところがないというようなお話も聞いたんですね。そうすると、これはこちらの税のほうだけではなくて、そういう公園緑地課との関わりになってくるんでしょうけども、やはりもっと積極的にこういう制度が適用できますよと、緑も創出して、税制的にも減額になるんですよということが、何かこうもっとアピールされたほうがいいんじゃないかなとちょっと思いました。全国的にも数件しかないんですね。その数件の中の1件が柏市なんですけども、それが本当にこう、何か生かされていないような気がして、それがちょっと残念に思ったんですけども、それはやはりその条件が厳しくて、対象になるところがあまりにも少なく、柏市においてもこの1件しかない、全国的にも数件にとどまっているという、その結果なんだろうかとということ税に聞いても、あまりあれでしょうかね。答えるところがちょっと違えますかね。もし分かる範囲で。

○資産税課長 今回のこちらの制度につきましては、都市部の周辺で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している場所で、なおかつ面積の要件も300平米以上という形とか、あと5年以上設置の期間が必要ということで、条件がございます。駅の周辺などで緑地というか、今空き地になっているところは幾つかあるようではございますが、面積が大きくないのと、5年間そのまま緑地にするというよりは様子を見て、やっぱり住宅とかを建てようかなという方が多いのかなと思っておりまして、こちらの制度だけではなくて、そのほかにも幾つか、委員おっしゃっていただいたとおり、緑地に関して促進する制度がほかにもございますので、税制面を含めて担当部署のほうにはもうちょっとアピールするように、私どもも何かしら固定資産税の御説明をする際には、そういうところもアピールできたらいいのかなとは思っております。以上です。

○渡部 結構です。

○委員長 換気のため、暫時休憩いたします。

午後 1時31分休憩

○

午後 1時36分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございますか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第10号、和解についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○松本 和解について、相手方としてA、B、また滞納していたCがありますが、その関係についてお示してください。

○債権管理課長 AとBとCの関係ということですが、もともと市営住宅を借りていたのがCということです。それから、Cが入居をしたときに、その連帯保証人となったのがB。Cが亡くなりまして、それを相続をしたのがAということです。今回和解をするのが、このAとBの両名と和解をするということでございます。以上です。

○松本 Bが連帯保証人になったのは、どのような経緯なんでしょうか。

○住宅政策課長 名義人の姉の夫が連帯保証人になっています。以上です。

○松本 Bの債務は幾らでしょうか。

○債権管理課長 連帯保証人ですので、本来はAと同じ278万9,500円ということでございますけれども、議案にありますとおり、連帯保証人Bに関しましては当初の1年分以外の債務については請求をしないということで、47万4,000円を請求をすると、和解をするということでございます。Aにつきましては、全額の278万9,500円ということでございます。以上です。

○松本 Bに対しては278万9,500円の債務が存在しているということによろしいでしょうか。

○債権管理課長 債務としては存在しているということになると思います。以上です。

○松本 これに対して、Bは存在しないという主張をしているわけですが、柏市としてはこの主張を受け入れているのでしょうか。

○債権管理課長 Bは存在をしていないということではなくて、請求をするのであれば、それは権利の濫用になるということを主張しています。以上です。

○松本 ここに至るまでに分納誓約書を3回出されていて、そこにBが印鑑証明をつけて実印を押したということがありますが、これをもってBは債務の認識をしていたということではないのでしょうか。

○債権管理課長 今松本委員おっしゃったとおり、平成24年、25年、26年ですか、印鑑証明をつけた債務証明の書類という証拠としてはそろっております。ですので、そのことをもって債務をBが承認しているのではないかということであれば、確かにそのとおりだと思うんですけども、ただ先方が言っているのは、柏市が使用料の徴収に当たって定めている要領をそもそも守っていないと。その内容としては、3か月滞納した場合に連帯保証人に、請求というか連絡をするという要領になっているんですけども、それをやっていなかったと。それをやらずに、19年度以降の滞納を長期間ためてしまっていると。それを請求するのが、権利の濫用だということを言っています。なので、その主張に対してはそのとおりかなというふうに考えているところです。以上です。

○松本 今の話は、市役所内部の内規による手続の不足をもって、民法上の債権が消滅するという事柄なのでしょうか。

○債権管理課長 内規によって消滅するというか、内規では3か月たったら連帯保証人に連絡をするということを定めています。今回Bの代理人の弁護士が主張しているところも、その要領どおりに3か月たってすぐに連絡をしていけばこんなにたまらなかつたのに、それを長年放置していたと。それを請求してくるのが、それまで全く請求をしていなくて、たまってからいきなり請求してくるというのが民法の信義誠実の原則に反するということを言っているということです。以上です。

○松本 その内規によって、対外的な債務は消滅する、債権が消滅するのですか。

○債権管理課長 内規によって消滅するというよりも、長年にわたって請求をしていなかったものを、何百万もたまってからいきなり請求をするということが民法上の権利の濫用に当たって、請求をすることができないというふうに理解しています。以上です。

○松本 では、その内規に従って処分を行わなかったものについては、今後も同様に対応していくのでしょうか。

○債権管理課長 これまで内規に従っていなかった分が、債権管理課で移管を受けているもので1件同様のものがございます。それについては、やはり同じように滞納して、今回と同じように1年分だけの請求にとどめて、それ以外については請求をしないというような形で事務を進めております。以上です。

○松本 そしたら、この和解や裁判に至る前に、内規でもってそれは処理はできなかったのでしょうか。

○住宅政策課長 今の御質問は、内規のとおりやらなかったのはなぜかという、そういう御質問でよろしいのでしょうか。

○松本 違います。

○委員長 松本委員、再度質問してください。

○松本 内規によって、どうせこの裁判で内規によらない処理をしたことを根拠としているのであれば、この内規によらないことを根拠として、この裁判に至る前に、その部分はなくすことはできなかつたのかということです。

○債権管理課長 今回権利の濫用という主張があったのは、Bの代理人のほうから言われたんですけども、それまでは柏市としては連帯保証人なんで、全額を払うべきだというふうに考えていたわけなんです。なので、要領のとおり事務を行っていなかったというのは事実ではあるんですけども、それでも債務は存在しているということで、全額を請求するという考えでございました。それをBの代理人に伝えたところ、いや、そんなことをされてはあんまりではないかということで、他市の事例も持ち出して、こういう判例があるんで、それ以上の請求をするのは権利の濫用に当たるといふふうに言われまして、柏市の執行部としてもそのとおりだといふふうに考えて、この和解の案に至ったところです。以上です。

○松本 それが権利の濫用だといふのであれば、今後もほかの事例でも、権利の濫用は避けなければならないと、このように思います。

それで、このBが実印を押して、印鑑証明を添付していたにもかかわらず、それが勝手に押されたものだといふ主張していますが、それはどのように市のほうでは主張しているのでしょうか。

○債権管理課長 Bの主張に対しては、印鑑証明自体は現に出されていまして、Bの債務の承認の証拠としては、Bが幾ら違ふと言っても、それは証拠としては堅いだろうといふふうに考えております。ただ、Bの代理人のほうで主張している判決、引用している判決を見ると、そもそも早い段階で連帯保証人のほうに連絡をしなければいけなかつたものが、それ以上に連絡をせずに放置していたということを抑えて市の責任を認めているということですので、今回この印鑑証明によって債務は承認しているという経過になったとしても、裁判で争ってなつたとしても、既にその前の時点で1年を超える期間請求をしていなかったという事実は変わらないので、それを超える部分の請求はできないものと考えた次第です。以上です。

○松本 連絡や放置の話ではありません。印鑑証明書の有効性、実印の有効性についてなんですが、このように実印が押されて、印鑑証明書が添付されているにもかかわらず、それが無効だといふ主張を受け入れているのでしょうか。

○債権管理課長 無効だということを抑えたわけではなくて、有効だとしても請求はできないといふふうに考えたといふところです。以上です。

○松本 では、有効なんですか。

○債権管理課長 市としては、この印鑑証明に関して、債務承認としての証拠としては有効だと考えております。以上です。

○松本 了解しました。ここまで、この債務は存在するといふお話を、質疑をしたわけなんですけれども、ちょっとここで連帯保証の在り方について質問いたします。

この連帯保証人は、親族が市営住宅に入居するために連帯保証人になったわけですが、そもそも連帯保証人がいなければ入居できないということが問題であって、市役所でも、柏市役所でも連帯保証人を廃止することになりました。この連帯保証人が連帯保証人に就任してしまったということは、やっぱり極めて軽い過失と言えるのではないかと思います。それに対してここまで過大な責任を負わせるというのは問題だと思いますが、いかがでしょうか。

○債権管理課長 当時は、市営住宅の入居に関して連帯保証人を必要としたということは、当時は市の債権の管理の、債権の保全のために担保として必要だという考えで取っていたものと思われ。ですので、連帯保証人になったことが過失とか、そういうことではなかったろうというふうに思います。以上です。

○松本 連帯保証人がいなければ、市営住宅入居できないという事実があったわけ。それで、やむなく連帯保証人になった人がこうやって後から何百万円も請求されるというのは、非常に不合理だと思うわけ。そのような問題意識があって、柏市でも連帯保証人廃止したのではないのでしょうか。

○住宅政策課長 当時、この方入居平成10年なんですけど、連帯保証人がいなければ入れない、基本的にはそうです。ただ、免除規定等がありまして、例えば資力の関係、もしくは生活保護を受けている、高齢で身寄りがない、そういった理由があれば免除規定というのは使うことができました。昨年度条例を改正して、連帯保証人を廃止しました。それは、新規で入居の方に対して、近年高齢独居の方が増えている、そういう状況を鑑みまして、入居のしやすさを優先して連帯保証人を廃止した、そういう経過があります。以上です。

○松本 では、現在では連帯保証人のいる方といない方がいるわけですか。

○住宅政策課長 いる方といない方がいらっしやいます。以上です。

○松本 連帯保証をもうこれ以上求めないということであれば、やはり今いる方の連帯保証も外すべきだと思います。そうでないと、公平性というところもありますし、また今後このような事案が起きたときに、今の連帯保証人が過大な債務を負ってしまうということがありますが、その点はどのように判断しているのでしょうか。

○住宅政策課長 昨年連帯保証人を廃止するときも議論があったところ。そのためには、極度額を設置して連帯保証人を継続するか、もしくは連帯保証人を廃止するか、家賃保証会社を使うか、そういった議論の中で、柏市としては入居のしやすさ、連帯保証人の方がいないと市営住宅に入居できないということを避けるために、あえて市営住宅に対しては連帯保証人を廃止した、そういうのが経過でございます。

○松本 今回このBが47万4,000円お支払いいただけるということで、和解に至ったわけなんですけれども、やはり多くの問題があるなと思いました。それで、この債務自体は確定した上で、やはりできるだけこのBの負担を少なくしていくというようなことが必要なのかと思いましたので、質疑いたしました。以上です。

○桜田 このAの方は、何をされている方ですか。お仕事等されている方ですか。

○債権管理課長 仕事はしております。アルバイトという形ですが、就労しております。以上です。

○桜田 Aが滞納額の支払いを5回以上断り、かつその額が2万5,000円に達したときは、残金を一括して直ちに支払うとありますけども、Aが支払い能力がない場合はどうなるのでしょうか。

○債権管理課長 その場合は、平たく言うと諦めるということになります。以上です。

○桜田 このAの方は、財産放棄をしない理由等は分かりますでしょうか。

○住宅政策課長 名義人の方がお亡くなりになったのが、令和元年の12月なんですけど、その後に本人と会って話をした経過があります。そのときには、自分としては相続放棄はしないと。その理由は、連帯保証人に気を遣ったものというふうに考えられます。以上です。

○桜田 このような件は、ほかに何件あるのでしょうか。

○債権管理課長 今回のように連帯保証人がいて、その連帯保証人に対して長年放置をしていた、連絡をしていなかったという案件は、債権管理課に移管を受けているものであと1件ございます。それから、担当課のほうにも数件あるというふうに聞いております。以上です。

○桜田 この契約は、何年更新になっていますでしょうか。この市営住宅に住まわれる方というのは、一般的に何年契約になっているのでしょうか。

○住宅政策課長 契約期間というのはありませんで、請書を出していただくことによって、特に期限というのはありません。以上です。

○桜田 ありがとうございます。そうなる前の対策が必要と考えますが、今後の対策等あれば、市の見解を教えてください。

○住宅政策課長 まず、滞納につきましては、滞納が始まった時点で、早いうちに相手に連絡するということが一番だというふうに考えています。その中で、毎月の督促、それから3か月たったら催告をする、それに加えて指定管理者がおりますので、指定管理者が月2回ぐらいは相手を訪問する、市のほうからも電話をする、そういったことを繰り返すことによって、滞納を防いでいきたいというふうに考えています。以上です。

○桜田 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

○渡部 すみません、何点か伺いたいと思います。この方は平成10年、1998年に市営住宅に入居なさっていますけども、頂いた資料を見ると、月額の家賃が結構幾つか、何種類かあるんですね。入居したときの家賃というのは、お幾らだったのでしょうか。

○住宅政策課長 3万7,000円です。以上です。

○渡部 そうすると途中で、平成19年だと3万9,500円で、家賃がこう変動しているんですけども、そもそも入居したときの家族の数、人数は何人だったのでしょうか。

○住宅政策課長 4名で入居しています。以上です。

○渡部 そうすると、恐らく今娘さんになるのかな、Aさん。Aさんは入居当時は恐らく就学前ではなかったかと思えますので、お仕事はなさっていなかったと思います。そうすると、その残りの3名が何らかの収入を得ていて、その収入に応じてこの家賃の額が、その年によって変動していたという理解でよろしいでしょうか。

○住宅政策課長 応能応益家賃で、前年度の収入によって家賃が変わります。その関係で変わっていたというふうに思われます。以上です。

○渡部 当初から滞納というのは発生していたのでしょうか。途中から発生するようになったのでしょうか。

○住宅政策課長 今の現状の滞納については、平成20年度以降になっていますけど、実はその前から徐々に滞納のケースというのがありました。それに対しましては、市のほうから名義人に対して滞納をしないようにというようなことを督促、催告等を行いながら、20年度分までは解決をしたという状況です。以上です。

○渡部 つまり当初からかなり滞納があって、17年以前は記録が保存されていないというふうにこの資料の中にはありました。そういうふうに滞納しがちだということを恐らく、収入の状況なども、生活の状況なども結構困難な事態がずっと続いていたのではないかというふうにちょっと想像するんですけども、例えば当初4人で、もしかすると3人が稼働年齢だと、生活保護というのも厳しいのかもしれないけれども、例えば途中で滞納が増えたときとか、福祉のほうに結びつけるだとか、そういった柏市からの何らかのその支援とか、そういう相談なんかは途中ではなかったのでしょうか。

○住宅政策課長 市のほうとしましては、まずはこの名義人の方に滞納しないようにというようなお話をして、もし一遍に払えないのであれば、分納でもいいんでお支払いをお願いするというをやっています。その中で、この方は過去の記録を見ますと、払えないということではなくて、いついつ払います、そういうことを繰り返していったんで、19年度の末までは滞納がなくお支払いをいただきました。ただ、その後はお支払いしますと言いながらも、その支払いが滞ったりして現状に至っているというような状況です。福祉の窓口で相談に応じるとかそういうことではなくて、お支払いしますという回答があったんで、それを待っていたという状況です。以上です。

○渡部 もう少し何か途中で丁寧な対応というのか、相談ができなかったのかなとちょっと思ってしまうんですけども、当初4人で入居をした。この中には、Cさんの死亡というのはありますけれども、そのほか、ほかになたかいらっしゃったわけですね。その4人の内訳と、最後にはもしかするとCさんとAさんの2人暮らしになっていたのかなとちょっと想像するんですけども、そうではなく4人がずっといたのか。途中でどんなふうに入居人が変わったのかというのが、ちょっとこの頂いた資料の中では見えてこないんですね。恐らくその滞納が整理されない後のことがこれ書かれているので、19年以降はもしかすると、CさんとAさんの2人暮らしなのかなというふうにもちょっと思ったんですけども、その辺の実態というのは

どんなふうだったんでしょうか。

○住宅政策課長 名義人の方を中心にいきますと、まずは名義人の方、その弟、その娘さん、それと名義人のお母さん、以上4人で住んでいました。そのうち、名義人のお母さんは平成27年に亡くなっている。名義人が令和元年に亡くなっている。残ったのが、娘さんとお母さんの弟ということになります。以上です。

○渡部 ということは、そのお母さんの弟さんは就労していて収入があって、この3万9,500円という家賃で、その弟さんはつまり最後まで一緒にいて、その弟さんも収入を得ていて、今私さっき生活保護云々と言ったのは、その家族の状況からいって、もしかすると母子世帯かなと勝手に想像していたんですね。そうではなくて、弟さんがいて娘さんがいてということは、その弟さんあるいはそのお母さんが年金生活者で、例えば年金をもらっていたとか、そういう家庭内では収入が結構あったけれども、なかなか払わなかったという事情があり、収入があるがゆえに生活保護は受けられない、そういう御家庭だったのかなというふうにもちょっと思ったんですけども、その名義人の弟さんの就労というか収入、それも当然その家賃を決定する際は加算されていると思いますが、その件の実際の状況というのはどうだったんでしょうか。

○債権管理課長 市営住宅の使用料を決めるに当たっては当然弟さんの収入も考慮になったと思うんですけども、現在その弟さんについては、就労の意思はあるんですけども、無職だというふうに聞いております。以上です。

○渡部 そうすると、何となく複雑な、決してやはり生活をする上では、なかなか困難な条件を抱えていたのではないかなというふうにもちょっと想像しました。先ほど相続放棄の件に関しては、連帯保証人に迷惑がかかるからということでしたけれども、でも実際にこの就労していない方ですとか、あるいは娘さんが先ほどアルバイトだとありました。そうすると、そんなに多くの収入は得ていないだろうなと思います。その債務を二百何十万、300万弱も借金背負って、これから生活、自立してきちんとやれるのかなと非常に心配になりました。そういうときに、連帯保証人との関係はあるにしても、その娘さんのことを考えれば、相続は放棄したほうが有利ですよというふうなアドバイスみたいなのは、それは柏市としてはちょっと逸脱した行為みたいになるんですか。その人に生活って考えたら、むしろそうすべきだったのではないかなというふうにもちょっと思えるんですけども。

○住宅政策課長 あくまでも相続放棄をする意思があるかどうかの確認をしたにとどまっています。その後の連帯保証人等の関係を考えると、相続放棄をすると連帯保証人は不利になるということも多少は考慮せざるを得ないんで、強く勧めるということはありません。以上です。

○渡部 何となく総合的な支援というのが必要な御家庭ではなかったかなというふうにもちょっと思えます。先ほど分納誓約書に印鑑証明とか実印が押されていたとありました。通常分納誓約書を出すときに、印鑑証明ですとか実印、これを求めるものなんでしょうか。

○住宅政策課長 様式の中に、連帯保証人の欄と実印の欄がありますので、それに基づいて相手は提出をしてきています。以上です。

○渡部 それで、片方はそれを提出した。だけど、その連帯保証人は、自分はサインしたあれはないと。そうすると、これが一体、印鑑証明書ってもちろん代理人取れますけども、実印なんかも通常は勝手にほかの人が押せるものではないと思うんですね。その点では、非常に食い違いがあるなというふうに思うんですけども、その食い違いの点では柏市が把握している部分というのはあるんでしょうか。

○住宅政策課長 相手の言い分としましては、名義人から給湯器の入替えをするので印鑑証明が欲しいというようなお話があって、印鑑証明を渡したかもしれない、そういうのが相手方の言い分です。以上です。

○渡部 給湯器が出てきたから、ついでに聞くんですけども、市営住宅で給湯器って壊れたときに、自分が直さなきゃいけないんじゃないんですか。附属としてついていれば、それは柏市が直すものではないのかなとちょっと思ったんですが、ちょっと確認させてください。

○住宅政策課長 最初からついているものをついていないところと両方あります。この場合には、ついているケースの場合には、市が直すということになります。以上です。

○渡部 今の点はちょっと今さらなんですけども、要するに不可解な点が非常にあるなというふうに思いました。それで、先ほど要領に基づいて、3か月間滞納があったら連帯保証人には連絡をする。だけど、それを柏市は怠っていた。それで、相手側はずっと怠っていたんだから、そんなに払う必要はないという主張だったと思います。この中で、他市における判例を踏まえというのがあります。この他市というのは、どこの例でしょうか。やはり同じような市営住宅の滞納に関する例だったんでしょうか。

○債権管理課長 他市というのは、広島県の福山市の事例です。平成20年8月19日の広島高等裁判所の判決ということでございます。事例としては、やはり12年間連帯保証人に請求をしていなかったと。その結果、未払いの賃料の額が275万6,000円になったということで、そこで初めて連帯保証人に請求をしたというような案件でございました。広島高裁の判決で、全額を請求するというのは権利の濫用に当たると。当初の未払いの賃料の1年分に責任を限定すべきだと、そういうような判決でございました。以上です。

○渡部 10年以上前の判例なんですね。あまり裁判までいった例というのが、もしかすると少ないのかなとちょっと思いました。それで、その要領どおりやるという点と、それと今連帯保証人がなくてもいいということになっていると、今みたいな特にコロナによるいろんな影響があるときに、こういった家賃を滞納してしまうケースですとか、あるいはこれは税とか国保もそうなんですけども、滞納者というのが、もしかすると非常に増えてくる可能性があるんじゃないかというふうに心配します。そうしたときに窓口相談に行く、柏市が何ととっても市民にとっては一番

頼りになる場所ですから、その窓口で相談に来たときに、その相談に来たそのことだけではなくて、例えばいろんな制度に結びつけていくとか、そういう点では総合的な福祉の窓口というのが非常に必要だし、機能すべきだと思うんですけども、そういったこれからますます市民のその生活実態をきちんと柏市が把握をして、いろんな制度に結びつけていったりするということ、そういう能力が自分のところだけではない、他の部署のそういう制度なんか必要になってくると思うんですけども、そういう点では市民の相談なんか例えば増えているとか、もう具体的に、この長引くコロナの影響で大変になっている実態なんかを具体的に市民の生活の事例から、相談の窓口に来ている事例からつかんでいるという傾向とか、そういうところでは何かありましたらお示しください。

○住宅政策課長 このコロナ禍によりまして、市営住宅で家賃が厳しいですというような相談は二、三件です。そのうちお一人の方に対して、徴収を猶予しているという方が1人いらっしゃいます。そのほかでは、コロナウイルスで住居をなくされた方がいらっしゃれば、5部屋ほどその方のために用意をしているんですけど、応募はありません。そういう状況です。今市営住宅の家賃関係、相談窓口関係で窓口に来られて相談をする方はそれほど増えていないんで、恐らく福祉のほうの住居確保給付金であるとか、生活保護であるとか、そちらのほうに行かれています方が多いんじゃないかというふうにはちょっと予想はしています。こちらに相談に来られたとしても、例えば、「あいねっと」であるとか生活支援課であるとか、そういった窓口を御紹介して、相談をしてくださいということはお伝えするようになります。滞納している方には、必ずその生活状況のヒアリングをして、収入と支出の割合を確認した上で相談に乗っているという状況です。以上です。

○渡部 市営住宅の管理が指定管理者に委託されるときに、私たちは反対しました。それは、やはり福祉のいろんな制度に生活な困難な人が割と入るケースが多いわけですから、そういう市民の本当に生活に寄り添った対応ができるのか、そういうことを指定管理者に任せていいのかという点で反対しました。もちろん市にも直接相談来たりとかはするでしょうけども、指定管理者に指定しているところでは非常に心配になりますし、やはり市のいろんな機能を本当にフル稼働をして、市民の生活を支えるために、ぜひ働いていただきたいなということを最後に述べまして終わります。

○委員長 換気のため、暫時休憩いたします。

午後 2時15分休憩

○

午後 2時20分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○岡田 私もちよっと1点だけ伺います。これ事前説明会のときにもう既に申し上げたので、あまりしつこくは申し上げませんが、やっぱり金額がある程度まとまるまで、市のほうで一切連絡しなかったというのは、本当にやっぱり問題ある

のかなと思います。さっき対策ということで、督促とか催告、きちんとかこれからやりますということで、事前のそういった未然に防ぐようなことをしっかりやっていただきたいと思うんですけども、例えばこういった日にちの共有というんですか、ここが3か月未納がもう続いているよとかというのを、多分担当課なりで共有していかなきゃ、またこういうことになるのかなと思うんですけども、そういう実際にそういうやり方みたいなの、最後お聞かせいただければと思います。

○住宅政策課長 滞納関係は、システム上で管理をしまして、担当する職員はそれをいつでも見れるという状況です。その情報を使いながら、1か月に1回、それと3か月に1回程度、督促、催告をやるのは仕事として、もうそれを予定を組んでおりますので、そのとおりに進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○岡田 ぜひよろしくをお願いします。

○古川 ちょっと副市長にこれ聞きたいんですけど、結果的に要はどのような判例だったか、私すみません、その広島高裁の判例知らないんですけども、市のほうではそういうことをあまり押さえていなかったということなんですか。それとも、ほかにいろんなその考えがあって、今回については判例とか裁判例といっても、それぞれ具体的話があるから、詳細見てみないと分からないという前提はありますけど、一つの出てきた結論としては、そういうあまり市のほうが要は催告をしない、督促をしない場合は、一気にたまった額を連帯保証人に請求するのは、権利の濫用だってこれ一般条項で、しかも権利を持っている市がそんなこと言われて、ああ、そうですかというの、正直あまり褒められた話ではないと思いますよ。そこはどうだったんですか。柏市は、分かっていた上でそうだったのか、全くノーガードだったのか、そこら辺のちょっと話聞かせてください。

○債権管理課長 ただいまの御質問ですけれども、今回相手方、連帯保証人のBと交渉するとき全額の請求をしておりますので、1年以上の請求をすることが権利の濫用に当たるということは承知しておりませんでした。ただ言われたほうからしてみれば、急に何十年もたってから全額払えというのは、やはりあんまりだなということは今回非常に反省すべき点でもありますし、今後こういったことのないようにしていかなくはないといけないということは、よく考えたところでございます。以上です。

○古川 どうぞ、副市長。

○副市長 担当のほうからお答えしたとおりなんで、その辺については、連帯保証人については全ての債務を連帯で保証するという考えの下にこれまで対応してきましたので、そういう面ではそういった判例があって、今回相手方が主張されたことについて鑑みて、そこについてはこういう形での、1年分のところについての和解をしようということも判断をしたところでございます。以上です。

○古川 今回の件にすると、やはり基本は、でもやはり家賃はちゃんと納めていただくという原則があるわけで、そうはいつても、じゃ連帯保証人に全部、はっきり

言って、連帯保証人がいればそちらに請求すればいいやというふうにはならないということですよ、簡単に言えばね。そうはいつでも生活も厳しい方がいらっしゃる中で、総合的にちゃんと判断をしなくちゃいけないということもありつつ、そうはいつでも家賃はちゃんと収納しなくちゃいけないという話もありつつということだから、ここで詳しくは聞きませんが、やはりいろいろな側面からちゃんと対応してほしいというところで終わりにしたいんですが、ただもう一度言いたいんですけど、この連帯保証人に限らず、こういう法令の面でここまで柏市が言って、相手の弁護士なりがこうでしょうと言われて、いや確かにそうですねという話だということになっちゃうと、いやふだん何をおやりになっているんですかという顧問弁護士さんもいらっしゃるし、そこを聞きたいですよ。今回は、たまたまその連帯保証人の話ですけどね。相当これは私、すみません、説明文聞いていて、よくちょっと分からないので、確認しようかなと思っていたんですけど、今の質疑で大体流れが見えましたけど、やはりそれは今の担当の方にそれを言ってもしょうがないんでしょうけど、やっぱりそういうことがないように日頃からちゃんと研修するとか、顧問弁護士だっているわけだし、そこら辺はどうなんですかね。

○副市長 今回の件については、顧問弁護士というよりも委任弁護士と相談しながら対応していた経緯もあるので、このまま訴えたとしても、ひょっとしたら厳しいかなというところで、多分今回の和解の案をのんだという形になっているというふうに私は理解しています。以上です。

○古川 そういう答弁されると、ちょっとまた一言言わないかなと。いや、別に顧問弁護士でも、委任弁護士でもいいですよ。柏市として、こういう状況をつくっていることがいかなのではないですかという話ですよ。だって、言われっ放しでおっしゃるとおりですということじゃないですか、これね。それはちょっと恥ずかしくないですかという話ですよ。そこはどうですか。

○副市長 決して言われっ放しではなくて、こちら、市側としても主張している中で、最終的に判例も含めて委任弁護士とも相談しながら、こういう形の和解を取ったほうが総合的に、市としても望ましい結果になるんじゃないかということで、この和解案をのんだということでございます。決して言われたから全てをオーケーではなくて、総合的に考えてこの和解案で解決したほうが、市としても全体的には望ましいだろうということで、今回の和解案を提案させていただくものでございます。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第10号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第12号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○渡部 質問いたします。補正予算の中で、予算全体のことなので、財政にもお伺いしたいなと思うんですけども、歳出でコロナウイルス対策とか結構あって、国から補助金の来ないのもあります。繰入金、財政調整基金の繰入れと繰越し、前年度の繰越しが歳入として今回提出されていますけども、地方創生臨時交付金が今回は全く歳入の中に入らないんですが、それはどうしてでしょうか。

○財政課長 今御質問のあった地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度に交付決定を受けたものについては、令和2年度に収入すると。今限度額が示されていて、その一部を3年度に使用するという予定にしております。ただし、こちらについては、令和3年度の事業計画を改めて提出するということになっておりますので、その実施計画を提出して、令和3年度分で交付決定を受けた後に、必要に応じて予算計上してまいりたいと考えております。以上です。

○渡部 地方創生臨時交付金って、結構大きな金額だったなと思います。それで、恐らく国のほうの措置というか、まだ決まっていない交付も恐らくまだあるんじゃないかなと思うんですけども、これまでに柏市は地方創生臨時交付金が幾ら決定して、そのうち幾ら入ってきて、まだ残額が幾らあるのかで、それ2021年、これから使う金額になるのかなと思いますが、残額が幾らあるのかという点での、その金額についてお示しいただきたいと思います。

○財政課長 これまでに国から示されている金額なんですけれども、令和2年度中の国の第1次から第3次までの合計、また地方単独分補助事業、いわゆる補助事業の裏の地方負担分に対する補助裏分に対するもの、合計しますと総額で45億8,438万2,000円、こちらが限度額として示されております。このうち柏市では、令和2年度中に38億8,438万2,000円を活用するという事で交付申請をして、交付決定を受けているということです。その差額の部分、ちょうど7億円になりますが、こちらの令和3年度に繰り越して使用すると。この7億円の部分について、今後実施計画を提出するなどの事務を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○渡部 そうしますと、今回の補正予算の中には、財政調整基金の繰入れがあります。それで、これから7億円の事業を計画書を出して、どんな事業をやるのかというのがこれからなのかなと思いましたが、ということはつまり財政調整基金は今回2億6,000万円入れているけれども、7億円の交付金が入ったら、それはまた戻すとか、そういうことになるんでしょうか。

○**財政課長** これは、令和2年度も同様の取扱いをしておりますが、臨時交付金の交付決定前に、コロナの財源としては財政調整基金を活用しているという状況です。今お話のあったとおり、今後交付決定等を受けた場合には、またその時点でのコロナ対策事業費を、全体あると思うんですけども、そちらを見てその交付金を優先して活用しながら、財政調整基金については一部繰り戻すといいますか、予算上減額したりといった形の調整は行うことになるのかなというふうに考えております。以上です。

○**渡部** そうすると、これから事業の計画を出すというと、恐らくその計画の期限があるのではないかと思います。いつぐらいにその計画出すのか、今いろんな各課でこんな事業をやろうとかいうのを、それぞれ出している時期なのか。そうすると、9月議会に具体的にそういう柏市の例えば単独事業とか、柏市が裏負担するような事業というのが出てくるのかなと思うんですけども、その時期的なところはちょっとどうなっているのでしょうか。いつまでにその計画出すのかということも含めて。

○**財政課長** 今の時点で国から示されているのが、今年度中3回ありますということで、第1回目については、実は既に締め切っておりまして、すみません、具体的な時期が詳細に覚えていないんですけども、年度当初にございました。2回目の実施計画の提出期限が、県に提出する期限が7月の9日というふうに通知されております。また、第3回目につきましては、今のところ冬頃というような形で示されております。今この第2回目の7月9日の申請に向けて、庁内の調整をしているところなんです。以上です。

○**渡部** 何となく流れが分かりました。今議会でも、いろいろな要望というのが議員のほうからも質問の中で出されていたかなと思いますので、ぜひこの交付金を使って、臨時交付金を使って、積極的に対策を行ってほしいなと思います。

次に、消防団の器具置場の整備について伺います。今回この補正が追加された、まず理由をお示してください。

○**企画総務課長** 今回の器具置場、用地の追加取得については、建て替えのために新たに購入する土地の予算の不足分になります。今年度当初予算要求をしたときに、今回土地を購入する相手方である地権者による土地運用の整理段階であったことから、購入する土地の面積が決まっていない状況で、地権者と協議している中で、大まかに売渡し可能な面積と示された3,550万円を当初予算で計上していました。今年の3月に地権者の土地整理が終了し、面積が193平米と決まったことから、当初予算の不足分である410万円を今回の補正予算に計上したということです。以上です。

○**渡部** そうしますと、消防団の第2方面第10分団というのは、今までは泉町の6-53にありました。つまりそれが全く移転して新しいところに、今度は193という、今まで96だったから、2倍以上の広さになるのかなと思います。今までの泉町のこの土地というのは、何か別な目的で今度は、じゃ消防のほうで使われるのでしょうか。

○**企画総務課長** 今のところ特に今後の使い道等は決まっておりません。以上とな

ります。

○**渡部** 今までこの第2方面のこの第10分団というのを消防年報から見ますと、建物が造られたのが昭和53年の1月で、やはりかなり古い建物だなと思いました。次に、昭和56年という建物が幾つかあるんですけども、柏市としてはこの古い建物から、例えば順次器具置場を建て替えるという、そういう計画なんかはあるんでしょうか。

○**企画総務課長** 消防団の器具置場に関しましても、柏市の公共施設等総合管理計画の中に組み込まれて計画されておりますので、総合管理計画の耐用年数60年から70年、こちらの間隔で建て替えを考えているところです。以上です。

○**渡部** 土地について見ますと、旧沼南地区というのはほとんどが借地なんですね。柏市のほうは、借地というのがごくごく僅かだなというふうに思いましたけども、この借地については恐らくその契約を結んで、借りているんだろうと思いますけども、なるべく公有地にしていったほうが望ましいのではないかなと、借地のままで非常に不安定なんじゃないかなとちょっと思いました。それで、柏市としてこの旧沼南地域の特に借地の部分については、やはり市の土地にしていこうとかいう計画はあるんでしょうか。

○**企画総務課長** こちらの借地につきましては、建て替えのタイミングで公地に変更していくような考えを持っております。以上となります。

○**渡部** 分かりました。今回も消防団の身分というか、お給料というか、報酬か、のいろんな質疑もありまして、なかなか団員が集まらないとかありますけども、その器具置場も含めて、ぜひ積極的に改修できるところですとか、改善できるところなんかについては取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

○**委員長** ほかに質疑ございますか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○**委員長** 議案第12号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 以上で議案の審査は終了いたしました。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○**委員長** 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

[事務局朗読]

○**委員長** お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施について議題といたします。平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は、原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定いたしました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。（「一任」「委員長にお任せします」「やるんならオンラインにしてください」「一任します」と呼ぶ者あり）そのことも含めて協議したいというふうに思っております。

では、一任されたということで、また副委員長とも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 2時42分閉会